

京都市訓令甲第 26 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

別表総務部長の項中第16号を第19号とし、第10号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の3号を加える。

- (10) 1件使用料月額500,000円以下の行政財産の目的外使用に係る使用料の額の決定に関する事。
- (11) 1件貸付料月額500,000円以下の公有財産の貸付けの決定及び契約に関する事。
- (12) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用に係る使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の公有財産の貸付けに係る貸付料の減免に関する事。

別表生涯学習部長の項第3号中「使用料」を「京都市生涯学習総合センター条例第10条による使用料」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号を同項第5号とし、同項第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 1件使用料月額500,000円以下の生涯学習総合センター、中央図書館、右京中央図書館、伏見中央図書館、醍醐中央図書館及び久世ふれあいセンター図書館（京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設をいう。）（以下「生涯学習総合センター等」という。）の目的外使用に係る使用料の額の決定に関する事。
- (3) 1件貸付料月額500,000円以下の生涯学習総合センター等の貸付けの決定及び契約に関する事。
- (4) 1件使用料月額100,000円以下の生涯学習総合センター等の目的外使用に係る使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の生涯学習総合センター等の貸付けに係る貸付料の減免に関する事。

別表総合教育センター所長の項に次の3号を加える。

- (5) 1件使用料月額500,000円以下の総合教育センターの目的外使用に係る使用料の額の決定に関する事。
- (6) 1件貸付料月額500,000円以下の総合教育センターの貸付けの決定及び契約に関する事。
- (7) 1件使用料月額100,000円以下の総合教育センターの目的外使用に係る使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の総合教育センターの貸付けに係る貸付料の減免に関する事。

別表総合教育センター所長の項の次に次の1項を加える。

総合教育センター学校統合推進室長	<ul style="list-style-type: none">(1) 1件使用料月額500,000円以下の閉校施設（京都市立学校施設使用規則第2条に規定する別に定める学校に係る学校施設をいう。以下同じ。）の目的外使用に係る使用料の額の決定に関する事。(2) 1件貸付料月額500,000円以下の閉校施設の貸付けの決定及び契約に関する事。(3) 1件使用料月額100,000円以下の閉校施設の目的外使用に係る使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の閉校施設の貸付けに係る貸付料の減免に関する事。
------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表京都まなびの街生き方探究館事務局長及び教育相談総合センター所長の項に次の3号を加える。

- (4) 1件使用料月額500,000円以下の京都まなびの街生き方探究館の目的外使用に係る使用料の額の決定に関する事。
- (5) 1件貸付料月額500,000円以下の京都まなびの街生き方探究館の貸付けの決定及び契約に関する事。
- (6) 1件使用料月額100,000円以下の京都まなびの街生き方探究館の目的外使用に係る使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の京都まなびの街生き方探究館の貸付けに係る貸付料の減免に関する事。

別表京都まなびの街生き方探究館事務局長及び教育相談総合センター所長の項中「及び教育相談総合センター所長」を削り、同項の次に次の2項を加える。

<p>教育相談総合センター所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1件50,000円以下の収入決定に関する事。 (2) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。 (3) 1件1,000,000円以下の建物, 設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。 (4) 1件使用料月額500,000円以下の教育相談総合センターの目的外使用に係る使用料の額の決定に関する事。 (5) 1件貸付料月額500,000円以下の教育相談総合センターの貸付けの決定及び契約に関する事。 (6) 1件使用料月額100,000円以下の教育相談総合センターの目的外使用に係る使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の教育相談総合センターの貸付けに係る貸付料の減免に関する事。
<p>学校歴史博物館事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関する事。 (2) 1件50,000円以下の収入決定に関する事。 (3) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。 (4) 旅費の支出決定に関する事。 (5) 水道, ガス, 電気及び電話の料金, 清掃手数料その他定例的な経費の支出決定に関する事。 (6) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。 (7) 自動車重量税の支出決定に関する事。 (8) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。 (9) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。 (10) 1件2,000,000円以下の歴史資料の購入決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

- (11) 1件1,000,000円以下の建物,設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事
と。
- (12) 1件使用料月額500,000円以下の学校歴史博物館の目的外
使用に係る使用料の額の決定に関する事。
- (13) 1件貸付料月額500,000円以下の学校歴史博物館の貸付け
の決定及び契約に関する事。
- (14) 1件使用料月額100,000円以下の学校歴史博物館の目的外
使用に係る使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の学校
歴史博物館の貸付けに係る貸付料の減免に関する事。
- (15) 見積価格1件2,000,000円以下の負担を伴わない歴史資
料の寄付受納に関する事。
- (16) 寄付受納物品のうち歴史資料の評価に関する事。
- (17) 京都市学校歴史博物館条例第8条による観覧料の減免に関する
事。

別表青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (4) 1件使用料月額500,000円以下の青少年科学センターの目的外使用に係る使
用料の額の決定に関する事。
- (5) 1件貸付料月額500,000円以下の青少年科学センターの貸付けの決定及び契
約に関する事。
- (6) 1件使用料月額100,000円以下の青少年科学センターの目的外使用に係る使
用料及び1件貸付料月額100,000円以下の青少年科学センターの貸付けに係る
貸付料の減免に関する事。
- (7) 京都市青少年科学センター条例第4条による入場料等の減免に関する事。

別表青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項中「及び野外活
動施設花背山の家所長」を削り、同項の次に次の1項を加える。

- (1) 1件50,000円以下の収入決定に関する事。
- (2) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこ

<p>野外活動施設 花背山の家所 長</p>	<p>れらに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(3) 1件1,000,000円以下の建物, 設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(4) 1件使用料月額500,000円以下の野外活動施設花背山の家 の目的外使用に係る使用料の額の決定に関すること。</p> <p>(5) 1件貸付料月額500,000円以下の野外活動施設花背山の家 の貸付けの決定及び契約に関すること。</p> <p>(6) 1件使用料月額100,000円以下の野外活動施設花背山の家 の目的外使用に係る使用料及び1件貸付料月額100,000円以下 の野外活動施設花背山の家 の貸付けに係る貸付料の減免に関する こと。</p> <p>(7) 京都市野外活動施設花背山の家条例第10条による使用料の減免 に関すること。</p>
--------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表学校歴史博物館事務局長の項を削る。

別表課長（教育機関の課長を除く。）、学校事務支援室長、体育健康教育室の保健安全課長、生涯学習部の生涯学習推進課長、総合教育センター研修課長及び京都まなびの街生き方探究館企画推進室長の項第9号、生涯学習部の施設運営課長、教育相談総合センターカウンセリングセンター長、青少年科学センター市民科学事業課長及び野外活動施設花背山の家事業課長の項第10号及び学校歴史博物館事業課長の項第2号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

別表学校長及び幼稚園長（京都御池中学校長、御所南小学校長及び高倉小学校長を除く。）の項第5号、京都御池中学校長、御所南小学校長及び高倉小学校長の項第5号及び高等学校及び特別支援学校の事務長の項第3号中「物品（備品を除く。）の不用の決定並びに」を削り、「不用物品」の右に「(備品を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)